

公示概要

○技術評価表

件 名： 令和8年度沖縄における不発弾等探査事業の効率化を促進するための調査業務

得点配分:(価格点:技術点＝1:2)

評価項目	評価の着目点 ()内は対応様式NO.				配 点		種別	評価区分	評 価						評価点	
					項目別 複数時 配分	項目別 配分 (10%以下)			AA	A	A'	B	B'	C又は－		
仕様書業務記載内容についての記載	提案書（ヒアリング）	的確性 (様式-8)	◎	10	5	B	任意	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い	左右の中間程度である	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性がある程度高い	左右の中間程度である	与条件との整合性が低い	左記以外の場合			
			◎		5	B	任意	5×(5/5)＝ 5	5×(4/5)＝ 4	5×(3/5)＝ 3	5×(2/5)＝ 2	5×(1/5)＝ 1	5×(0/5)＝ 0			
		実現性 (様式-8)	◎	20	10	B	任意	必要なキーワード(着目点、問題点、解決方法等)が十分に網羅されている	左右の中間程度である	必要なキーワード(着目点、問題点、解決方法等)がある程度、網羅されている	左右の中間程度である	必要なキーワード(着目点、問題点、解決方法等)が不十分である	左記以外の場合			
			◎		10	B	任意	5×(5/5)＝ 5	5×(4/5)＝ 4	5×(3/5)＝ 3	5×(2/5)＝ 2	5×(1/5)＝ 1	5×(0/5)＝ 0			
			◎		10	B	任意	提案内容が適切で説得力がある	左右の中間程度である	提案内容が適切である	左右の中間程度である	提案内容が不十分である	左記以外の場合			
			◎		10	B	任意	10×(5/5)＝ 10	10×(4/5)＝ 8	10×(3/5)＝ 6	10×(2/5)＝ 4	10×(1/5)＝ 2	10×(0/5)＝ 0			
		業務の理解度 (様式-8)	◎	10	10	B	任意	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている	左右の中間程度である	提案内容を裏付ける類似実績などがある程度明示されている	左右の中間程度である	提案内容の裏付けが不十分である	左記以外の場合			
			◎		10	B	任意	10×(5/5)＝ 10	10×(4/5)＝ 8	10×(3/5)＝ 6	10×(2/5)＝ 4	10×(1/5)＝ 2	10×(0/5)＝ 0			
		フロー等	フロー・工程表 (様式-2)	◎	10	5	A	任意	目的、条件、内容の理解度が高い	左右の中間程度である	目的、条件、内容の理解度がある程度高い	左右の中間程度である	目的、条件、内容の理解度が低い	左記以外の場合		
				◎		5	A	任意	10×(5/5)＝ 10	10×(4/5)＝ 8	10×(3/5)＝ 6	10×(2/5)＝ 4	10×(1/5)＝ 2	10×(0/5)＝ 0		
◎	5			A		任意	業務実施手順を示す実施フロー・工程表の妥当性が高い	左右の中間程度である	業務実施手順を示す実施フロー・工程表の妥当性がある程度高い	左右の中間程度である	業務実施手順を示す実施フロー・工程表の妥当性が矛盾している	左記以外の場合				
◎	5			A		任意	5×(5/5)＝ 5	5×(4/5)＝ 4	5×(3/5)＝ 3	5×(2/5)＝ 2	5×(1/5)＝ 1	5×(0/5)＝ 0				
参加企業	実績	専門技術力	実績 (様式-4)	◎	5	5	A	必須	同種業務	－	－	－	実績無し			
				◎		5	A	任意	①:5					C:非特定		
	成績	専門技術力	業務成績 (テクリス)	◎	5	5	A	任意	80点以上	75点以上80点未満	70点以上75点未満	65点以上70点未満	60点以上65点未満	60点未満		
				◎		4	4	A	任意	①:5	②:4	③:3	④:2	⑤:1	加点しない	
	実績	専門技術力	成果の確実性 (様式-5)	◎	20	4	4	A	任意	沖縄総合事務局及び、国土交通省等の発注業務で、過去2年度間の設計業務等で、局長等表彰の実績有り	－	－	－	実績無し		
				◎		6	(※5)	A	任意	①:4	②:2				加点しない	
	その他	ワークライフバランス等の推進	認定 (様式-9)	◎	6	(※5)	A	任意	・ワークライフバランスの取り組みを進めているか。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業) ・えるぼし2段階目(※6) 3点 ・えるぼし3段階目(※6) 4点 ・えるぼし4段階目 5点 ・プラチナえるぼし 6点 ・行動計画策定(※7) 2点 次世代育成支援推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・行動計画(令和7年4月1日以降の基準) 2点 ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 3点 ・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) 4点 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 4点 ・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準) 4点 ・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) 4点 ・くるみん(令和7年4月1日以降の基準) 5点 ・プラチナくるみん 6点 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業 5点 ※8							
				◎					5	5	5	A	任意	以下のいずれかを満たせば6点加点。 (1) 入札者である中小企業等が、令和8年4月以降に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を「2.5%」以上増加させる旨を従業員に表明していること。 (2) 入札者である中小企業等が、令和8年以降の暦年において、対前年比で「給与総額」を「2.5%」以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※ 新規の企業は対前年比がないため、評価の対象外となります。 ※ 共同企業体においては、当該企業体に属するすべての企業が賃上げ表明書を提出しなければ加点対象にならない。		
	配置予定技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格 (様式-6)	◎	20	5	A	必須	下記のいずれかの資格を有する者 [1]技術士(総合技術監理部門:選択科目を建設又は応用理学-地質)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 [2]技術士(建設部門又は応用理学部門-地質)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。 [3]技術士(建設部門又は応用理学部門-地質)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門-地質)に4年以上従事している者。	－	－	－	土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)のいずれかの資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。	技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM、土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)のいずれも有しない	
					◎		5	A	必須	①:5	②:3		③:1	C:非特定		
専任制			専任制 (様式-6)	◎	30	5	A	必須	管理技術者又は主任技術者として従事している契約金額が500万円以上の全ての手持ち業務の合計契約金額が2億円未満かつ手持ち業務件数が5件未満。	－	－	－	契約金額が500万円以上の全ての手持ち業務の合計契約金額が4億円以上、または手持ち業務件数が10件以上の場合は選定しない。	C:非特定		
				◎		10	A	必須	①:5	②:3						
専門技術力			実績 (様式-7)	◎	10	A	必須	同種業務	－	－	－	－	実績無し			
				◎				5	A	任意	①:10					C:非特定
成績			専門技術力	◎	5	A	任意	80点以上	75点以上80点未満	70点以上75点未満	65点以上70点未満	60点以上65点未満	60点未満			
								◎	5	A	任意	①:5	②:4	③:3	④:2	⑤:1
実績			専門技術力	◎	10	5	A	任意	沖縄総合事務局及び、国土交通省等の発注業務で、過去4年度間の設計業務等で、局長等表彰の実績有り	－	－	－	－	実績無し		
									◎	5	A	任意	①:5	③:3		
A、Bの配点内訳		Aの配点(50%以上)			65											
		Bの配点(50%まで)			40											
基礎点・加点の内訳		基礎点の配点			25											
		加点の配点			80											
総合得点					105											

- ※1. 基礎点：必須項目は1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。
- ※2. 加 点：基礎点以外の項目は評価基準に応じて加點対象となる。
- ※3. 集計方法：評価員毎の採点を平均（小数点第2位未満を切り捨て）して行う。
- ※4. 同種業務：同種業務については技術等提案要領9.（5）参照。
- ※5. 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加點を行うものとする。
- ※6. 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。
- ※7. 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※8. 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加點する。